

# 奈良市公報

第 3 3 4 号

(平成28年10月分)

平成29年8月8日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 告 示

- 予防接種の実施……………2
- 都市計画用途地域、防火地域及び準防火地域の変更案に係る公聴会の開催……………2
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧……………3
- 一般競争入札の実施（2件）……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止……………4
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………4
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………5
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………5
- 放置自転車等の保管……………6
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………6
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）……………6
- 一般競争入札の実施（2件）……………7
- 住居番号の設定……………8
- 放置自転車等の保管……………8
- 道路の位置指定……………8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………8
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙について届出のあった候補者……………9
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙の無投票……………9
- 奈良市介護ロボット導入支援補助金交付要綱……………9
- 一般競争入札の実施……………14
- 放置自転車等の保管……………14
- 平成26年度市・県民税納期変更督促状等の公示送達……………14
- 開発行為許可処分の取消し……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- インフルエンザ予防接種の実施……………15

- 予防接種の実施の一部改正……………16
- 一般競争入札の実施（6件）……………16
- 放置自転車等の保管……………17
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………18
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 開発行為に関する工事の完了……………19
- 公有財産の売払い……………19
- 奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示……………19
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………19
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………20
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………20
- 徴収事務の委託……………20
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人……………21
- 平成28年度市・県民税納税通知書の公示送達……………21
- 放置自転車等の保管……………21
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 一般競争入札の実施……………22
- 奈良市営墓地使用者の募集……………22
- 国民健康保険料督促状の公示送達……………23
- 開発行為に関する工事の完了……………23
- 放置自転車等の処分……………23
- 放置自転車等の保管……………24

### 監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）……………24

### 公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………25
- 一般競争入札の実施（5件）……………25
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………26

### 消 防

- 消防法第17条違反に対する命令……………26

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………27
- 臨時教育委員会の開催……………27

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集.....27
- 農政部会の招集.....27
- 災害対策本部**
- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示.....28

## 告 示

### 奈良市告示第651号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年10月1日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
B型肝炎	平成28年4月1日以降に出生した、生後12か月に至るまでの者	平成28年10月1日から平成29年3月31日まで	別紙1のとおり

#### 2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

#### 4 料金

- (1) 無料
- (2) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

#### 5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法第2条第2項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の2第3項関係）

#### 6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

（平成28年10月1日掲示済）

### 奈良市告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域、防火地域及び準防火地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 公聴会開催の日時及び場所

【日時】平成28年10月23日 午前10時から

【場所】奈良市役所中央棟6階正庁

#### 2 変更に係る都市計画の種類及び土地の区域

##### 【種類】

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域、防火地域及び準防火地域

##### 【土地の区域】

奈良市大宮町七丁目、三条大路一丁目、三条川西町及び四条大路一丁目の各一部

#### 3 変更案に関する図書の閲覧

【期間】平成28年10月3日から平成28年10月17日まで

【場所】奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

#### 4 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民及びその他の利害関係人に限ります。）は、変更案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢、電話番号を併記した公述申出書を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年10月17日までに必着するように提出してください。

なお、公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会の開催を中止します。

#### 5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6 公聴会及び変更案に関する問い合わせ  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画課  
(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第653号**

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類  
地区計画
- 2 地区計画の名称  
大宮通り交流拠点地区地区計画
- 3 地区計画の位置  
奈良市三条大路一丁目の一部
- 4 地区計画の区域  
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積  
約3.2ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間  
平成28年10月3日から平成28年10月17日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法  
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年10月24日までに必着するように提出してください。  
(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第654号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 測量設計地質調査業務委託(学園中二丁目地内他・西部第429号線)
  - (2) 業務場所 奈良市学園中二丁目地内他
  - (3) 業務期間 契約の日から平成29年3月31日まで
  - (4) 業務概要 設計延長L=50m  
設計業務一式 測量業務一式  
地質調査一式
  - (5) 予定価格 8,810千円

(消費税及び地方消費税を除く。)  
(6) 最低制限基準価格 6,446千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)  
以下省略  
(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第655号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
    - (1) 業務名 灰污水处理装置点検整備補修
    - (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地  
「奈良市環境清美工場」
    - (3) 業務期間 契約の日から平成29年3月17日まで
    - (4) 業務概要
      1. 灰污水吸引装置(真空吸引方式)一式
      2. 灰污水脱水装置(スクリーンデカント型連続遠心分離脱水機)一式
      3. 灰污水再利用水装置一式
      4. 試運転調整一式
    - (5) 予定価格 29,583千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略  
(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第656号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第79条第1項、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2990100444	奈良市菩提山町241番地1	グループホーム ならの郷	奈良市二名三丁目1151番 地1	社会福祉法人 奈良苑	平成28年 10月1日
地域密着通所 2990100451 予防通所 2970107369	奈良市朱雀四丁目3番地1	サンタ・マリア デイサービスセン ター“ゆり”	奈良市朱雀四丁目3番地 10	社会福祉法人カト リック聖ヨゼフホ ーム	平成28年 10月1日
2970107385	奈良市恋の窪一丁目2番 2号	あすならハイツ恋 の窪 ショートス テイ	大和郡山市宮堂町字青木 160番7	社会福祉法人 協同福祉会	平成28年 10月1日
2970107393	奈良市恋の窪一丁目18番 18号	訪問介護ハートラ ンド奈良	大阪府中央区南新町一丁 目2番4号椿本ビル8階	株式会社川商	平成28年 10月1日
2970107377	奈良市二名平野2-2148- 2	ウェル西奈良ケア プランセンター	大和郡山市田中町763番地	医療法人 悠明会	平成28年 10月1日

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第657号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規  
【居宅介護支援】

定により、指定居宅介護支援事業者を廃止しましたので、  
同法第85条第2号の規定により公示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105892	奈良市小倉町 1231-2	ケアプランセン ターOHANA	奈良市小倉町 1231-2	OHANA合同会 社	6150003000992	平成28年 10月31日

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第658号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定  
により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ

りましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告  
示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	株式会社今小路薬局	奈良県奈良市川久保町19-5	平成28年4月1日
新	今小路薬局	奈良県奈良市川久保町19-5	
旧	株式会社今小路薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺南町2-28 マンション・オカザワ1-D	平成28年4月1日
新	今小路薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺南町2-28 マンション・オカザワ1-D	

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第659号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項  
の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定  
介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、  
同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年8月31日
名称	主たる事務所の所在地		
デイ&ナイトサービス八重桜	奈良県奈良市西九条町二丁目4-3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年8月31日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		
デイサービス八重桜宝来	奈良県奈良市宝来四丁目4番12号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年8月31日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		
デイサロン八重桜	奈良県奈良市高天市町22番地3	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年8月31日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		
にぎわい倶楽部ロン	奈良県奈良市平松一丁目32番25-1号	地域密着型通所介護 介護予防 通所介護	平成28年7月31日
ヒューマンヘリテージ株式会社	奈良県奈良市大宮町七丁目1番67号		
ケアサービス寿寿西大寺	奈良県奈良市西大寺芝町一丁目5番6号 ハヤシアパート7号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年8月15日
株式会社寿寿	大阪府東大阪市横小路町四丁目6番18号		
ハートランドケア デイサービス紀寺	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-5	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型 介護予防認知症対応型通所介護	平成28年8月31日
一般財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北四丁目13番1号		
(平成28年10月3日揭示済)		を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
<p><b>奈良市告示第660号</b></p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業</p>		<p>平成28年10月3日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p>	
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
立田 和也		柔道整復	平成28年5月2日
やすらぎの整骨院	奈良県奈良市小川町1番地		
(平成28年10月3日揭示済)			
<p><b>奈良市告示第661号</b></p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。</p> <p>平成28年10月3日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>			

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
漆畑 将大		柔道整復	平成28年8月18日
やすらぎの整骨院	奈良県奈良市小川町1番地		

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第662号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成28年10月2日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

1 廃止年月日 平成28年9月30日

く。

- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表  
(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第663号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100094	奈良近鉄タクシー株式会社	630-8306	奈良県奈良市紀寺町414番地の1	ならきんケアステーション	630-8306	奈良県奈良市紀寺町414番地の1	居宅介護 重度訪問介護

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第664号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2920100142	特定非営利活動法人みつわ会	630-8442	奈良県奈良市北永井町372 (株)奈良事務機別館106	グループホームひだまり	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町1-10-16	共同生活援助	平成28年6月1日	平成34年5月31日
2910101274	特定非営利活動法人アメンティエ・ライフサポート・アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木辻町91-4	福祉相談サービスセンター・アメンティエライフ・アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木辻町91-4 ヤングビル3階	居宅介護	平成28年7月1日	平成34年6月30日

2910101274	特定非営利活動法人ア メニティー ・ライフサ ポート・アシ スト	630- 8325	奈良県奈良市 西木辻町91-4	福祉相談サ ービスセン ター・アメ ニティーラ イフ・アシ スト	630- 8325	奈良県奈良市 西木辻町91-4 ヤングビル3 階	重度訪問 介護	平成28年 7月1日	平成34年 6月30日
2910101100	社会福祉法 人青葉仁会	630- 2152	奈良県奈良市 杣ノ川町50-1	デリカテッ セン イー ハトーヴ	631- 0064	奈良県奈良市 帝塚山南4-11 -14	就労継続 支援（B 型）	平成28年 8月1日	平成34年 7月31日
2910101290	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センター東 九条	630- 8144	奈良県奈良市 東九条町754- 4	居宅介護	平成28年 9月1日	平成34年 8月31日
2910101290	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センター東 九条	630- 8144	奈良県奈良市 東九条町754- 4	重度訪問 介護	平成28年 9月1日	平成34年 8月31日
2920100159	社会福祉法 人あゆみの 会	631- 0811	奈良県奈良市 秋篠町1381-1	若葉ハウス	631- 0837	奈良県奈良市 若葉台1-6- 9	共同生活 援助	平成28年 9月1日	平成34年 8月31日
2910101316	株式会社和	630- 8003	奈良県奈良市 佐紀町2412番 地の1 アイ リスハイツ2 号館1階	ヘルパース テーション なごみ	630- 8003	奈良県奈良市 佐紀町2412番 地の1 アイ リスハイツ2 号館1階	居宅介護	平成28年 10月1日	平成34年 9月30日
2910101316	株式会社和	630- 8003	奈良県奈良市 佐紀町2412番 地の1 アイ リスハイツ2 号館1階	ヘルパース テーション なごみ	630- 8003	奈良県奈良市 佐紀町2412番 地の1 アイ リスハイツ2 号館1階	重度訪問 介護	平成28年 10月1日	平成34年 9月30日
2910100185	社会医療法 人平和会	631- 0818	奈良県奈良市 西大寺赤田町 1-7-1	吉田病院ホ ームヘルプ ステーショ ン	631- 0818	奈良県奈良市 西大寺赤田町 1-7-1	行動援護	平成28年 10月1日	平成34年 9月30日

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第665号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

① 制限付一般競争入札について

1 入札に付する事項

J R奈良駅南特定土地地区画整理事業整備工事ほか13件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

中略

② 特定建設工事共同企業体による一般競争入札について

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 明治小学校校舎改築その他工事2期
- (2) 工事場所 北永井町414番地
- (3) 工期 契約の日から平成29年11月30日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式

電気設備工事一式  
機械設備工事一式

- (5) 予定価格 443,750千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限モデル型算出価格 384,781千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第666号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(仮称)朱雀こども園増築その他工事に伴う建築設計業務委託（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第667号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年10月3日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市告示第668号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年10月4日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年10月4日揭示済)

**奈良市告示第669号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年10月5日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道路の位置	奈良市富雄川西一丁目26番8
変更部分	最大5.00m 最小5.00m
指定年月日	平成28年10月5日
指定番号	第H2811号

(平成28年10月5日揭示済)

**奈良市告示第670号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年10月6日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
サンタ・マリア デイサービスセンター“ゆり”	奈良県奈良市朱雀四丁目3番地1	介護予防 通所介護	平成28年10月1日
社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム	奈良県奈良市朱雀四丁目3番地10		
ウェル西奈良ケアプランセンター	奈良県奈良市二名平野2-2148-2	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年10月1日
医療法人 悠明会	奈良県大和郡山市田中町763番地		
あすならハイツ恋の窪ショートステイ	奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成28年10月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
訪問介護ハートランド奈良	奈良県奈良市恋の窪一丁目18番18号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年10月1日
株式会社川商	大阪府大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル8階		



グループホームならの郷	奈良県奈良市菩提山町241番地1	地域密着型 認知症対応型共同生活介護	平成28年10月1日
社会福祉法人 奈良苑	奈良県奈良市二名三丁目1151番地1	地域密着型 介護予防認知症対応型共同生活介護	
サンタ・マリア デイサービスセンター“ゆり”	奈良県奈良市朱雀四丁目3番地1	地域密着型通所介護	平成28年10月1日
社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム	奈良県奈良市朱雀四丁目3番地10		

(平成28年10月6日揭示済)

**奈良市告示第671号**

平成28年10月23日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は、次のとおりですので、同条第5項の規定により公告します。

平成28年10月6日

奈良市長 仲川元庸

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は所在地
辰巳 佳弘	奈良市大安寺七丁目19番12号
泉谷 隆	奈良市大安寺七丁目22番1号
泉谷 勝幸	奈良市大安寺七丁目21番18号
大西 清	奈良市大安寺七丁目20番10号
平田 圭吾	奈良市大森西町16番31号
中村 利雄	奈良市大森西町19番1-4号
市川 義治	奈良市大森西町22番5号
大西 正純	奈良市大森西町21番11号

(平成28年10月6日揭示済)

**奈良市告示第672号**

平成28年10月23日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙について、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わないことを公告します。

平成28年10月6日

奈良市長 仲川元庸

(平成28年10月6日揭示済)

**奈良市告示第673号**

奈良市介護ロボット導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年10月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護ロボット導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護ロボットの使用により介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及により働きやすい職場環境を整備することにより、介護従事者の確保に資することを目的とし、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部について、予算の範囲内において介護ロボット導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業を実施する事業者をいう。
- (2) 介護ロボット 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）第3の1(2)エに規定する介護ロボットをいう。
- (3) 介護従事者 介護サービスに従事し、要援護者に対

する介護を行う者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有する市内の介護サービス事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要綱第3の1に規定する介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に該当する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国実施要綱別表2(1)介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業の項対象経費の欄に定める経費とする。ただし、同欄に定める経費のうち使用料及び賃借料は補助金交付申請に係る年度内を対象とするものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 介護ロボット等の機器のメンテナンス費用
- (2) インターネット接続のための通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費
- (3) その他介護ロボット導入支援事業として適当でないと市長が認める事業に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所当たり300万円を限度とする。ただし、国実施要綱第3に掲げる介護ロボット等導入支援事業特例交付金に関し、別に国から補助金に係る通知等があったときは、当該通知等に基づく額を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別記第1号様式）
- (2) 介護ロボット導入計画（別記第2号様式）
- (3) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付について規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 補助対象事業により導入した介護ロボットについて、

導入後3年間の各年度の使用状況を翌年度の4月末日までに報告すること。

- (3) 事業者は、市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 事業者は、補助対象事業について、重複してお年玉付郵便葉書等寄附金配分金の交付を受けないこと。
- (6) 介護ロボット導入計画の記載内容、経費の配分その他の補助対象事業の遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (7) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (8) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (9) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めた期間を経過するまで、市長の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (10) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告すること。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定

により厚生労働大臣が定めた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(12) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(13) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。入札を行わない場合は、可能な限り、複数の販売代理店から見積書を徴収して比較し、契約の相手方を合理的に選択すること。

(変更等の承認)

第9条 補助対象事業者が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 介護ロボット導入計画
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了実績報告の添付書類)

第10条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 介護ロボット導入状況報告書(別記第4号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(介護ロボットの使用状況の報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日の属する年度を初年度として3年間、第8条第2号の報告を年度毎に行うものとし、その報告は、介護ロボット使用状況報告書(別記第5号様式)を報告対象の年度の翌年度の4月末日までに市長に提出することにより行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年10月6日から施行する。

別記

第1号様式(第7条、第9条関係)

経費所要額調書

(単位:円)

総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄附金その他の収入額 C	差引額 D=A-C	補助金申請額 E

【対象経費の実支出額(B)の内訳】

(単位:円)

機器名	購入又はリース・レンタルの別	購入又はリース・レンタルに要する経費の額 F	導入台数 G	小計 H=F×G
			合計 B	

(注)

- 1 E欄には、B欄、D欄の額を比較していずれか低い額を記入すること(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 2 E欄の額は、1事業所当たり300万円を限度とする。
- 3 介護ロボット等導入支援事業特例交付金に関し、別に国から補助金に係る通知等があったときは、当該通知等に基づき補助金の額を変更する場合がある。
- 4 リース・レンタルに要する経費の額は、補助金交付申請に係る年度内を対象とするものに限る。
- 5 購入又はリース・レンタルに要する経費の額には、役務費(介護ロボットの初期設定に要する費用に限る。)を含むものとする。

第3号様式 (第8条関係)

介護ロボット導入計画

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

(宛先) 奈良市長

年 月 日

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名・機器の特徴 (有効性、安全性の検証情報 (※)) * 製造業者又は販売代理店に種別を付け添付すること	
購入又はリース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約 (予定) 期間	
導入台 (セット) 数	年 月 ~ 年 月 購入又はリース・レンタルに要する経費の内訳	
【事業概要及び導入スケジュール】		
【倫理面への配慮】		
【介護ロボット導入により達成すべき目標】 (3年間用途)		
【介護ロボット導入により期待される効果等】		

添付書類

- ・有効性、安全性の検証情報 (\* 製造業者又は販売代理店に提供を受けたもの)
  - ・導入しようとする介護ロボットの製造業者又は販売代理店が作成した見積書 (原則2社以上)
- ただし、特別な理由により複数の販売代理店から徴取した見積書の比較を行わずに特定の者と契約しようとする場合は、その理由書をもってこれに代えることができる。

事業者 住 所  
法 人 名  
代表者名

㊦

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市介護ロボット導入支援費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額) 金 円
- 3 添付書類  
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の種算内訳等

第2号様式 (第7条、第9条関係)

第4号様式 (第10条関係)

介護ロボット導入状況報告書

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名・機器の特徴 (有効性、安全性、安全性能の検証情報 (*)) * 製造業者又は販売代理店に提供を受け添付すること	
購入又はリース・レンタルの別	購入日	リース・レンタルの場合の契約 (予定) 期間 年 月 ~ 年 月
購入価格 (A)	導入台数 (B)	合計額 ((A) × (B))

※添付書類

- ・ 経費及びその内容の分かる書類 (領収書の写し)
- ・ 成果物の写真

第5号様式 (第11条関係)

介護ロボット使用状況報告書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

報告担当者職・氏名  
報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期 年 月 日	導入台 (セット) 数	
【介護ロボットの使用状況 (使用する業務・使用頻度等)】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。		
【介護ロボットの導入効果 (導入による業務改善状況等)】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者 (利用者) の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。		
【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。		

(平成28年10月6日揭示済)

**奈良市告示第674号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 奈良市議会インターネットライブ・オンデマンド映像配信業務委託
- (2) 委託期間 平成29年2月1日～平成34年1月31日（60カ月）（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (3) 事業概要  
奈良市議会の本会議、委員会等の審議状況を、ライブ及びオンデマンド方式によりインターネット配信を行う。

以下省略

(平成28年10月7日揭示済)

**奈良市告示第675号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
平成26年度市・県民税	第1期分納期変更分	平成26年8月20日	平成26年9月1日
平成26年度市・県民税	第2期分	平成26年9月19日	平成26年9月30日
平成26年度市・県民税	第3期分	平成26年11月20日	平成26年12月1日
平成26年度市・県民税	第4期分	平成27年2月20日	平成27年3月2日
平成26年度軽自動車税	全期分納期変更分	平成26年8月20日 平成27年3月20日	平成26年9月1日 平成27年3月31日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第1期分納期変更分	平成26年6月20日 平成26年8月20日	平成26年6月30日 平成26年9月1日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成26年8月20日	平成26年9月1日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成26年12月19日	平成27年1月5日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成27年3月20日	平成27年3月31日
平成27年度軽自動車税	全期分	平成27年6月19日	平成27年6月30日
平成27年度軽自動車税	全期分納期変更分	平成27年8月20日 平成28年3月18日 平成28年4月20日	平成27年8月31日 平成28年3月31日 平成28年5月2日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成27年5月20日	平成27年6月1日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第1期分納期変更分	平成27年6月19日	平成27年6月30日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成27年8月20日	平成27年8月31日

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成28年10月6日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成28年10月7日揭示済)

**奈良市告示第676号**

平成26年度市・県民税第1期分納期変更分、第2期分、第3期分、第4期分、軽自動車税全期分納期変更分、固定資産税・都市計画税第1期分納期変更分、第2期分、第3期分、第4期分、平成27年度軽自動車税全期分、全期分納期変更分、固定資産税・都市計画税第1期分、第1期分納期変更分、第2期分、第3期分、第4期分及び平成28年度市・県民税第1期分、第2期分、固定資産税・都市計画税第1期分、第1期分納期変更分、第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年10月11日

奈良市長 仲川 元 庸

平成27年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成27年12月18日	平成28年1月4日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成28年3月18日	平成28年3月31日
平成28年度市・県民税	第1期分	平成28年7月20日	平成28年8月1日
平成28年度市・県民税	第2期分	平成28年9月20日	平成28年9月30日
平成28年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成28年5月20日	平成28年5月31日
平成28年度固定資産税・都市計画税	第1期分納期変更分		
		平成28年6月20日	平成28年6月30日
		平成28年7月20日	平成28年8月1日
平成28年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成28年8月19日	平成28年8月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限  
平成28年10月28日

3 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成28年10月11日揭示済)

### 奈良市告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第81条第1項の規定により、次のとおり開発行為許可処分を取り消したので、第81条第3項の規定により公告します。

平成28年10月11日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 措置

(1) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可の取消処分

許可番号 平成5年12月24日 奈良市指令都整開  
第91A-18号

#### 2 命じられた者

奈良市西大寺南町2番41号

株式会社奈良中国文化村 代表取締役 服部 明行

奈良市鶴舞西町2番55号

株式会社奈良日報ホールディングス

代表取締役 服部 明行

#### 3 理由

本件許可については、これに係る開発行為（以下「本件開発」という。）及びその実施のための手続きが、本件許可時点から20年以上経過した現在に至るも一切行われることなく、長年にわたり、開発者らによる本件開発への着手も、着手に向けた準備もなされていないことが客観的に認められる。そして、本件許可時においては、本件許可の開発区域（以下「本件区域」という。）内に開発者らの所有地があったものの、現在では、本件区域内には、開発者らが所有権その他の権利を有する土地は存在しないうえ、本件区域の面積の4割程にあたる部分を所有する者から、明示的に本件開発には協力できない旨の意思が示されている。

また、法第80条第1項に基づく開発者らからの報告及び行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号に基づいて行われた聴聞手続においても、上述の現状を踏まえてもなお、開発者らが、今後、本件開発を遂行する能力を有するものと認めるに足る特段の事情は見当

たらなかった。

これらのことから、開発者らにおいては、本件開発を行う意思又は能力ないし信用を欠くものといわざるを得ず、本件許可を維持することは、本件区域内の地権者その他の利害関係人の権利を徒に規制することをはじめ、公益を害する結果を生じ、土地の合理的な利用により公共の福祉の増進を図るといふ開発許可制度の趣旨に反すると判断するものである。

(平成28年10月11日揭示済)

### 奈良市告示第678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月11日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

#### 2 移動年月日

平成28年10月11日

#### 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年10月11日揭示済)

### 奈良市告示第679号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成28年10月15日から 平成28年12月28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,700円

※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護第一課または保護第二課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口に出した場合は無料。

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

(平成28年10月15日揭示済)

**奈良市告示第680号**

平成28年奈良市告示第214号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成28年10月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成28年10月15日揭示済)

**奈良市告示第681号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する

事務取扱要領によります。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平城山跨道橋及び積徳橋耐震補強工事
- (2) 工事場所 奈良市佐保台西町地内ほか
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年3月31日まで
- (4) 工事概要 平城山跨道橋耐震補強工事  
(橋長L=121.0m)一式  
積徳橋耐震補強工事  
(橋長L=109.0m)一式
- (5) 予定価格 183,499千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 145,068千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第682号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地  
「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年3月24日まで
- (4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。  
2号炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120t/日  
1. 燃焼設備 一式  
2. ガス冷却設備 一式  
3. 空気予熱設備 一式  
4. 受入供給設備 一式  
5. 灰出設備 一式  
粗大ごみ施設(スイングハンマー方式)



処理能力 100 t / 5 h

- 1. 受入供給設備 一式
- 2. 破碎設備 一式
- 3. 選別設備 一式
- 4. 付帯設備 一式

(5) 予定価格 103,559千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第683号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 橋梁長寿命化設計業務委託（神功一丁目地内他・中部第978号線（別当橋）他）
- (2) 業務場所 奈良市神功一丁目地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年2月17日まで
- (4) 業務概要 橋梁長寿命化設計一式
  - ・橋梁補修設計一式（別当橋 L=31.8m）
  - ・橋梁補修設計一式（無名橋031 L=10.6m）

(5) 予定価格 9,210千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 6,765千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第684号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2号炉排ガス施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年3月24日まで
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修  
焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t / 日
  - 1. 燃焼設備 一式

- 2. 空気予熱設備 一式
- 3. 減音塔設備 一式
- 4. 排ガス処理設備 一式
- 5. 通風設備 一式
- 6. 受入供給設備 一式
- 7. その他設備 一式

(5) 予定価格 57,302千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第685号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 橋梁定期点検業務委託（杏町地内他・南部第128号線（孫四朗橋）他）
- (2) 業務場所 奈良市杏町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年2月17日まで
- (4) 業務概要 橋梁定期点検業務 一式
  - ・孫四朗橋（L=22.6m W=4.0m）  
他89橋

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第686号**

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（長谷町地内・東部第264号線）ほか12件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第687号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成28年10月17日

3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第688号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示します。

平成28年10月17日  
奈良市長 仲川元庸

指 定 年月日	医 療 機関名	所在地	開設者 氏 名
平成28年 11月1日	サン薬局 京終店	奈良市南京終町 710-1	株式会社 関西メディコ 代表取締役 安井 将美

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市告示第689号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月18日  
奈良市長 仲川元庸

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成28年10月18日

3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成28年10月18日揭示済)

**奈良市告示第690号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月19日  
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おくこどもクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目16-30 サンライフ学園前124号	平成28年8月5日

(平成28年10月19日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年10月19日  
奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第691号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		介護予防 居宅療養管理指導	平成28年9月1日
名称	主たる事務所の所在地		
自分薬局 西大寺	奈良県奈良市西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス101号		
株式会社ショーワ薬局	奈良県大和郡山市昭和町6-1		

(平成28年10月19日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第692号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月21日

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成28年10月21日

3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年10月21日揭示済)

**奈良市告示第693号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年10月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成28年8月1日 奈良市指令整開 第16A-20号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成28年10月21日 第1543号  
公共施設 平成28年10月21日 第735号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市三条松町403番1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市西城戸町1番地の4  
(自動車4件)

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩  
5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路  
奈良市三条松町403番1の一部
- (2) 下水道  
奈良市三条松町403番1の一部

(平成28年10月21日揭示済)

**奈良市告示第694号**

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する公有財産物件  
以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量 (L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	塵芥車	平成15年7月	4.57	398,000	39,800
車-2	マツダボンゴバン	平成12年4月	1.78	10,000	1,000
車-3	トヨタ ダイナ	平成12年2月	2.98	10,000	1,000
車-4	ホンダアクティバン	平成14年10月	0.65	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年10月24日揭示済)

**奈良市告示第695号**

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正

別表の1の表中 「奈良市市民活動部人権文化推進室人権政策課 奈良市市民活動部人権文化推進室男女共同参画課」を

「奈良市保健福祉部障がい福祉課 奈良市保健福祉部福祉医療課」を 「奈良市保健福祉部障がい福祉課」に、

「奈良市保健福祉部長寿福祉課」を 「奈良市保健福祉部長寿福祉課」に、

奈良市保健福祉部保険医療室福祉医療課 に改め、同表の2の表中 「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

奈良市保健福祉部保険医療室介護福祉課」

附 則

この告示は、平成28年10月24日から施行する。

(平成28年10月24日揭示済)

**奈良市告示第696号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告

する告示を次のように定める。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱（平成25年奈良市告示第112号）の一部を次のように改正する。

「奈良市市民活動部人権政策課 奈良市市民活動部男女共同参画課」を 「奈良市市民活動部人権政策課 奈良市市民活動部男女共同参画課」に、

「奈良市保健福祉部障がい福祉課」を 「奈良市保健福祉部障がい福祉課」に、

「奈良市保健福祉部長寿福祉課」を 「奈良市保健福祉部長寿福祉課」に、

奈良市保健福祉部保険医療室福祉医療課 に改め、同表の2の表中 「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

奈良市保健福祉部保険医療室介護福祉課」

示します。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	エリシオン看護ステーション	奈良県奈良市石木町800	平成28年9月1日
新	エリシオン巡回型ステーション	奈良県奈良市石木町800	

(平成28年10月24日揭示済)

**奈良市告示第697号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リールケアプランセンター奈良	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地8 新大宮公健ビル4階	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年9月1日
株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町六丁目1番地8 新大宮公健ビル6階		

(平成28年10月24日揭示済)

**奈良市告示第698号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川 元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	今原 啓滋	いまはら鍼灸整骨院	奈良県奈良市中山町西三丁目445-1	平成28年10月1日
新	今原 啓滋	いまはら整骨院	奈良県奈良市中山町西三丁目445-1	

(平成28年10月24日揭示済)

**奈良市告示第699号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年10月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
大阪府中央区北浜三丁目7番12号 京阪御堂筋ビル8階 共栄法律事務所 代表者 弁護士 木村 圭二郎	①奈良市墓地条例（昭和43年奈良市条例第45号）による墓地の使用料 ②奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）による奈良市立休日夜間応急診療所又は奈良市立休日歯科応急診療所の使用料 ③奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）、奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）、奈

良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）による住宅の使用料

- ④奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）、奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）、奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）による駐車場の使用料
- ⑤奈良市生業資金貸付規則（昭和59年奈良市規則第27号）による貸付金の元利償還金
- ⑥奈良市身体障害者福祉資金貸付規則（昭和46年奈良市規則第34号）による貸付金の元利償還金
- ⑦奈良市世帯更生介護資金貸付規則（昭和42年奈良市規則第25号）による貸付金の元利償還金
- ⑧奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（昭和61年

奈良市条例第9号)による市立幼稚園の使用料

⑨奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年奈良市条例第8号)による市立幼稚園の使用料

⑩奈良市母子福祉生業資金貸付規則(昭和27年奈良市規則第3号)による貸付金の元利償還金

⑪母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による貸付金の元利償還金

⑫売買契約に基づき売却した破碎スクラップの物品売払代金

⑬売買契約に基づき売却したアルミスクラップの物品売払代金

⑭売買契約に基づき売却した大型鉄の物品売払代金

⑮売買契約に基づき売却した廃自転車の物品売払代金

平成28年10月24日

奈良市長 仲川元庸  
記

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

名前(法人名)	住所(法人にあっては主たる所在地)
辰 巳 佳 弘	奈良市大安寺七丁目19番12号
泉 谷 隆	奈良市大安寺七丁目22番1号
泉 谷 勝 幸	奈良市大安寺七丁目21番18号
大 西 清	奈良市大安寺七丁目20番10号
平 田 圭 吾	奈良市大森西町16番31号
中 村 利 雄	奈良市大森西町19番1-4号
市 川 義 治	奈良市大森西町22番5号
大 西 正 純	奈良市大森西町21番11号

(平成28年10月24日揭示済)

2 委託の期間

平成28年10月21日から平成31年3月31日まで  
(平成28年10月24日揭示済)

奈良市告示第700号

平成28年10月23日を選挙期日として執行予定の大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙にあたっては、立候補者が定員の8人を超えなかったため、土地地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により選挙期日後直ちにその候補者をもって当選人と定め、下記のとおり決定したので、同条第5項の規定により公告します。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目 期 別 発送年月日 納期限

平成28年度市・県民税 第2期分 平成28年9月20日 平成28年9月30日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成28年11月13日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成28年10月25日揭示済)

奈良市告示第702号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

奈良市告示第701号

平成28年度市・県民税第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年10月25日

奈良市長 仲川元庸

納期限

平成28年9月30日

平成28年10月24日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年10月25日揭示済)

奈良市告示第703号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年10月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年8月17日 奈良市指令整開 第16A-13号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
 開発行為 平成28年10月25日 第1544号  
 公共施設 平成28年10月25日 第736号
- 3 開発区域に含まれる地域  
 奈良市南登美ヶ丘3474番1 及び3474番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 奈良県奈良市学園赤松町3615番地  
 松本 弘
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
 (1) 道路  
 奈良市南登美ヶ丘3474番1  
 (平成28年10月25日揭示済)

**奈良市告示第704号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年10月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件名  
 奈良市消防局等で使用する電力調達
  - (2) 電力調達の数量及び特質  
 別紙仕様書のとおり
  - (3) 調達場所  
 別紙仕様書のとおり
  - (4) 調達期間  
 平成29年3月1日0時から平成30年2月28日24時まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
  - (5) 施設担当課  
 消防局総務課（施設一覧のとおり）
  - (6) 入札方法  
 入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年10月26日揭示済)

**奈良市告示第705号**

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。  
 平成28年10月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 申込み・受付
  - (1) 募集区画  
 寺山霊苑 13区画（A東募集区5区画、A西募集区6区画、C西募集区2区画）  
 七条町南山墓地 2区画
  - (2) 募集内容  
 ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。  
 使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。
  - (3) 申込資格  
 奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主  
 ※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。
  - (4) 申込期間  
 ア 持参による申込みの場合  
 平成28年11月1日（火）から11月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
 提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課（奈良市役所東棟1階）  
 イ 送付による申込みの場合  
 平成28年11月1日（火）から11月24日（木）まで  
 【必着】  
 送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課
  - (5) 申込時間  
 持参による申込みの場合  
 午前8時30分から午後5時15分まで
  - (6) 注意事項  
 ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、抽選結果送付用82円切手1枚と共に申込場所に提出してください。  
 イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用82円切手1枚及び抽選結果送付用82円切手1枚を同封し、送付してください。  
 ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。  
 エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。  
 オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。ただし、区画場所の指定はできません。  
 カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。  
 キ 申込み状況の問合せについてはお答えできません。  
 ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

- (1) 抽選日時  
平成28年12月1日（木）午前10時から
- (2) 抽選場所  
奈良市役所北棟2階第16会議室
- (3) 抽選結果については、封書で通知します。
- (4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

- (1) 申請期間  
平成28年12月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申請場所  
奈良市役所市民生活部生活環境課  
（奈良市役所東棟1階）
- (4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。
- (5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

- (1) 納付期限  
平成29年1月10日（火）まで

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度	期別
平成26年度国民健康保険料督促状	第11・12・1・2・3月期
平成27年度国民健康保険料督促状	第6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月期
平成28(27)年度国民健康保険料督促状	第4月期
平成28年度国民健康保険料督促状	第6・7・8・9月期

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成28年10月28日揭示済)

奈良市告示第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年10月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年8月26日 奈良市指令整開 第16A-18号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年10月28日 第1545号

公共施設 平成28年10月28日 第737号

3 開発区域に含まれる地域

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

平成29年2月1日（木）から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所市民生活部生活環境課

0742-34-3502（ダイヤルイン）

（平成28年10月27日揭示済）

奈良市告示第706号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年10月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市北京終町58番8の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市北京終町58番地

仲一晃

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市北京終町58番8の一部

(平成28年10月28日揭示済)

奈良市告示第708号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年10月31日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがな

いたため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成28年10月31日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成28年4月4日、同月7日、同月12日、同月14日、  
同月17日、同月19日、同月21日、同月25日及び同月26日  
(平成28年10月31日揭示済)

**奈良市告示第709号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成28年10月27日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成28年10月31日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年10月12日

奈良市監査委員 東口喜代一  
同 中本勝  
同 柿本元気  
同 東久保耕也

情報政策課

監査結果公表日 平成28年6月29日  
(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年10月5日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託において、契約締結の際に見積書が添付されていない。奈良市	(1) 平成28年度の住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託において、奈良市契約規則第18条の2の規定に基づき、

契約規則第18条の2第2項に定める見積書の徴取を省略できるものに該当しないので、見積書を徴取されたい。

- (2) 住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託外5件の契約書において、受注者が発注者に再委託の承諾を求める際には、再委託先に対する監督の方法等を発注者に書面で通知しなければならないと規定されているが、受注者から提出された再委託の申請書には、その旨の記載がなかった。契約書に則り、適正な事務処理を行われたい。

見積書の徴取を行いました。

- (2) 平成28年度の住民基本台帳ネットワークシステム等の運用管理委託において、契約書の規定に則り、再委託先に対する監督の方法について、書面で通知を受けました。なお、外5件の委託業務については、平成27年度をもって業務が終了しており、新たな委託業務は行っておりません。

(平成28年10月12日揭示済)

**奈良市監査委員告示第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年10月31日

奈良市監査委員 東口喜代一  
同 中本勝  
同 柿本元気  
同 東久保耕也

観光振興課

監査結果公表日 平成28年6月29日  
(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年10月14日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改	(1) 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対する行政財産使用料については、平成28年度分から、奈良市行政財産使用料条例に基づく使用料算出を行い、支柱及び支線の使用料についても徴取を行いました。



正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が2件あった。奈良市道路占用料に関する条例別表に定めのない方法での使用料の算出はできないので、奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処理を行われない。

(2) 施設修繕(9件)において、施設修繕台帳が作成されていない事例が3件、完了届がない事例が3件、見積書の日付が記入されておらず、検収書が完了届より前に作成されている事例が1件あった。必要書類の有無及び内容を確認の上、施設修繕台帳を作成し、適正な事務処理を行われない。

(2) 平成28年度から、全ての施設修繕において施設修繕台帳を作成するとともに、必要書類の有無及び内容の確認を行うように改めました。

(平成28年10月31日揭示済)

### 公 営 企 業

#### 奈良市企業局告示第75号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年10月3日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年10月3日

奈良市公営企業管理者  
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成28年10月17日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市大宮町一丁目の各一部
- 2-2 公共汚水樹設置申請のうち、供用を開始する箇所  
該当箇所なし

#### 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
油阪幹線-45	奈良市大宮町一丁目29番13	奈良市大宮町一丁目29番28	①

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地  
奈良県浄化センター

(平成28年10月3日揭示済)

5 予定価格 7,776千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

#### 奈良市企業局告示第76号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市公営企業管理者  
池田修

#### 第1 入札に付する事項

- 1 修繕名 平城浄化センター2系NO.2終沈汚泥掻寄機修繕
- 2 修繕場所 奈良市朱雀三丁目地内
- 3 修繕期間 契約日から平成29年3月24日まで
- 4 修繕概要 汚泥掻寄機部品の取替及び塗装等

#### 奈良市企業局告示第77号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年10月3日

奈良市公営企業管理者  
池田修

#### 第1 入札に付する事項

- 1 工事名 口径900耗送水管布設工事
- 2 工事場所 京都府木津川市鹿背山地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月9日まで
- 4 工事概要 φ1000耗(推進工・HP管(靱管))

L = 24m  
φ900耗 (管挿入工・PN管 (本管))  
L = 28m  
φ900耗 (開削工・NS管) L = 133m  
φ900耗 (バタフライ弁) 2基  
φ900耗 (不断水分岐管) 2基

- 5 予定価格 337,575千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限モデル型算出価格 282,082千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第78号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程 (平成9年奈良市水道局管理規程第4号) において準用する奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成28年10月3日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

**第1 入札に付する事項**

口径200耗配水支管改良工事、奈良市西登美ヶ丘五丁目地内 他3件 (工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年10月3日揭示済)

**奈良市企業局告示第79号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程 (平成9年奈良市水道局管理規程第4号) において準用する奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

**第1 入札に付する事項**

- 1 工事名 表洗ポンプ吐出弁更新工事  
2 工事場所 奈良市奈良阪町地内  
3 工事期間 契約の日から平成29年2月28日まで  
4 工事概要 表洗ポンプ吐出電動弁……………2台  
表洗ポンプ逆止弁……………2台

- 5 予定価格 7,947千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 7,041千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市企業局告示第80号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程 (平成9年奈良市水道局管理規程第4号) において準用する奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成28年10月17日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

**第1 入札に付する事項**

口径400~200耗配水本・支管改良工事、奈良市神功一丁目~神功四丁目地内 (工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年10月17日揭示済)

**奈良市企業局告示第81号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程 (平成10年奈良市水道局管理規程第7号) 第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年10月27日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
北野水道工業所	北野 和樹	大阪府富田林市別井三丁目7-38	平成28年10月26日

(平成28年10月27日揭示済)

**消 防**

**奈良市消防局告示第5号**

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程 (平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号) 第32条第1項の規定により公示します。

平成28年10月6日

奈良市消防局長 酒井 孝 師  
対象物所在地 奈良市芝辻町1番地21  
対象物名称 船橋フロムワン  
命令を受けたもの 船橋通り商店街協同組合  
理事長 横田 好弘

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認められるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 平成29年1月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条第1項第7号)
  - 平成29年1月31日までに、2階部分に避難器具を設置すること。(消防法施行令第25条第1項第3号)
  - 平成29年1月31日までに、3階部分に設置の避難器具は一動作で容易にかつ確実に使用できるものとする。 (消防法施行規則(昭和31年自治省令第6号)第27条第1項第1号)
- (平成28年10月6日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第55号

平成28年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成28年10月7日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

- 日時  
平成28年10月11日(火)  
午前11時から
- 場所  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 会議に付すべき事案  
議事  
議案第41号 奈良市立学校設置条例の一部改正について  
議案第42号 中学校区別実施計画「後期計画」について  
議案第43号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部改正について  
議案第44号 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱の廃止及び制定について  
議案第45号 部活動外部顧問の委嘱について  
その他  
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 9月~10月  
傍聴受付は、開催日の午前10時から午前10時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年10月7日揭示済)

### 奈良市教育委員会告示第56号

平成28年10月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成28年10月13日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

- 日時

平成28年10月14日(金)

午前10時00分から

- 場所  
奈良市役所 北棟5階 第20会議室
- 会議に付すべき事案  
議事  
議案第46号 都祁地域4小学校の統合再編に伴う新校名について  
議案第47号 奈良市立学校設置条例の一部改正について  
議案第48号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について  
傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年10月13日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第19号

奈良市農業委員会平成28年10月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成28年10月7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 今中初雄

- 日時  
平成28年10月14日(金) 午後1時30分
- 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件  
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について  
(2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について  
(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について  
(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(9月専決処理分)  
(5) 水田利用転換届出について(9月専決処理分)  
(6) 知事許可について(9月許可分)

(平成28年10月7日揭示済)

### 奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成28年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成28年10月28日

奈良市農業委員会

農政部長 中田 清文

(平成28年10月28日揭示済)

- 1 日時 平成28年11月4日(金) 午後1時30分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 議案 第1号 農業に関するアンケートの実施について  
第2号 農業相談会の実施について  
第3号 平成29年遊休農地解消モデル事業実施計画について
- 4 報告 第1号 平成28年遊休農地解消モデル事業実施状況について  
第2号 なら農業委員会だより第63号の編集について  
第3号 農地利用状況調査の実施状況について

## 災害対策本部

### 奈良市災害対策本部告示第3号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年10月25日

奈良市災害対策本部長

仲川 元庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成22年奈良市災害対策本部告示第2号)の一部を次のように改める。

別表第2本部事務局の項中 「部長付 秘書広報室長

部長付 大西市民生活部参事

」を「部長付 秘書広報室長」に改め、

同表保健救護部の項中 「部長付 市民生活部参事」を

「部長付 市民生活部次長

部長付

市民生活部参事」に改める。

### 附 則

この告示は、平成28年10月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年10月5日から適用する。

(平成28年10月25日揭示済)